第四条の八第一項（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第一項	法第七条の三第四項	法第十八条第二十九項
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十一の二において読み替えて準用する第四条の八第一項及び第二項並びに第四条の十二の二第一項	法第七条の四第一項	法第十八条第三十二項
第四条の十二の二第二項	別記第三十号の二様式	別記第四十二号の十八の二様式
第四条の十六第一項	法第七条の六第一項第一号	法第十八条第三十八項第一号
	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	法第七条の六第一項第二号	法第十八条第三十八項第二号
	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式
第四条の十六第三項	法第七条第一項の規定による申請が受理される前	法第十八条第二十項の規定による通知を行う前
第四条の十六第四項	法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に（法第六条の二第一項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）	法第十八条第二項又は第四項の規定による通知と同時に
第四条の十六第五項	法第七条の六第一項第一号又は第二号	法第十八条第三十八項第一号又は第二号
	別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式	別記第四十二号の二十二様式、別記第四十二号の二十三様式又は別記第四十二号の二十三の二様式
第四条の十六の三	法第七条の六第四項	法第十八条第四十項
	別記第三十五号の五様式及び別記第三十六号様式	別記四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式